

江町農業委員会 6月定例総会会議録

○ 開催日時 令和3年6月25日（金） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 宿利原（進）委員 本釜委員

農地利用最適化推進委員 無し

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

13番 安水委員

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

9番	内菌委員
10番	鍋委員

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第9号 農地法第3条許可申請について

議案第10号 農地法第5条許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

○事務局長	それでは姿勢を正してください。一同礼。ただいまから、令和3年6月の錦江町農業委員会定例総会を始めたいと思います。まず、先ほど申し上げましたけれども、宿利原進委員が欠席でございますので、13番の安水純一委員に、憲章朗読のほうをよろしくお願いいたします。
○安水委員	錦江町農業委員会憲章朗読
○事務局長	ありがとうございました。それでは、会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。大分暑くなっていまいりましたが、体調など崩さないように頑張ってもらいたいと思います。それでは、ただいまより、令和3年6月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。先ほども報告ありましたが、宿利原委員と、本釜委員が欠席をされておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定による、本日の会議録署名委員に9番、内菌委員と、10番、鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。次に「会務報告について」を議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは1ページをお開きいただきたいと思います。まず6月7日ですが、県農業会議通常総会が行われました。書面決議での総会となっております。続いて11日、錦江町議会の初日でございます。そして13日、一般質問がございました。農業委員会に関しての一般質問はございませんでした。次に15日、農業者年金第2回、新任業務担当者研修会ということで、ズームで山下書記が参加しております。続いて、18日、現地調査を行っております。5条の現地調査ということで、寺田委員と鳥越委員に出席していただいております。最後に本日ですけれども、農業委員会6月定例総会ということでございます。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので、以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。議案第9号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしますが、2件の申請を一括して審議したいと思いますので事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。まず、受付番号2番でございますが、譲渡人が〇〇さん塩屋自治会でございます。申請に係る土地は城元字町ノ上711番。地目については台帳現況とともに田でございます。地籍につきましては1,054㎡のうち974㎡。譲受人は〇〇さん、木原自治会の方でございます。地積について1,054のうち974と申し上げましたが、残りの面積につきましては後で出てきます、5条のほうにもかかってきますのでご承知おきいただきたいと思います。この2番の担当は寺田委員でございます。続いて受付番号3番ですが、譲渡人が〇〇さん、神奈川県の方でございま

	<p>す。申請に係る土地につきましては、大字馬場字西、地番が2,746、地目が台帳現況とともに田でございます。地積は316㎡となっております。譲受人は〇〇さん、鳥井戸自治会でございます。担当委員は、内菌推進員でございます。説明は以上です。</p>
〇会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号2番について、寺田委員の報告をお願いいたします。</p>
〇寺田委員	<p>報告申し上げます。現地は農協とさかえ食堂の中間あたりを、鹿屋に向かって右手のほうに入った岩城歯医者奥隣というようなところでございます。〇〇君は、認定農家でありまして、両親とともに、たばこ、大根、本人と奥さんは、畜産を中心に、大々的にやってる方で、技術的にも、やる気も、管理等、間違いのないものと思いますので、審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
〇会長	<p>続いて、受付番号3番について内菌推進委員の報告をお願いいたします。</p>
〇内菌推進委員	<p>報告いたします。譲受人の〇〇君なんですけど、〇〇君は、主に葛をつくっております、〇〇さんのほうからですね購入してくれないかっていうことで、この田んぼは面積的には狭いんですけど、あと隣ぐらいにですね、原野が、広い原野がありまして、そこも全て購入したということで、若くてですね一生懸命頑張っておられる方ですので、なんら問題ないかと思しますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
〇会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
〇委員	<p>価格を教えてください</p>
〇事務局長	<p>2番の974㎡のほうは、反当〇〇円となっております。3番のほうは〇〇円ということでございます。</p>
〇会長	<p>ほかにありませんか。</p>
〇委員	<p>無し</p>
〇会長	<p>質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。議案第9号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
〇委員	<p>無し</p>
〇会長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第9号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第10号「農地法第5条許可申請について」を議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
〇事務局長	<p>はい。それでは5ページをごらんいただきたいと思っております。5条申請受付番号は2番でございます。申請人が〇〇さんと〇〇さんとなっております。申請につきましては2筆でございます。大字城元字石神ノ下710、台帳現況ともに田でございます、地籍が769㎡。次に同じく大字城元字町ノ上711番。地目は台帳現況ともに田でございます。地籍につきましては、1,054のうち80㎡ということでございます。転用目的は農家住宅と通路となっております。769㎡のほうは農家住宅、80㎡のほうは通路ということでございます。転用の理由</p>

	<p>につきましては、現在、町営住宅に居住しているが、手狭になったため、持ち家を聞き、建築するというごさいます。調査員は寺田委員でございます。場所的なものはですね先ほど寺田委員からもありましたが、11 ページをごらんいただいたほうがわかりやすいかと思ひます。ちょうど真ん中より、右側のほうに、711 という数字の下に二本線、710 というところに丸がつけてあります。ここの現状でいくと、2カ所でございます。5条につきましては、711 の一部、ここが通路として転用する。そしてその右側の 710 番を宅地として転用するというごさいます。住宅の配置図などは 12 ページにつけてございひますので、お目通しをお願いいたしひます。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありましたがここで、寺田委員の報告をお願いいたしひます。</p>
○寺田委員	<p>報告申し上げます。先ほどあったように、今月 18 日、事務局 2 人と鳥越委員、私、4 人で現地調査に行きました。ここは第 3 種農地であり、都市計画の用途指定地域でもございひますので問題ないものと思ひます。審議のほどよろしくお願ひしたい。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当員の報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
○鈴委員	<p>通路の部分については、〇〇さんが買うということですか。</p>
○事務局	<p>買われて通路として転用をするということごさいます。金銭的なものはですね、転用する宅地の 710 番と、道路として使用する 711 のうちの 80 m²、2 つ合わせて〇〇円だということらしいです。</p>
○鈴委員	<p>〇〇円と言われましたよね。</p>
○事務局	<p>はい。さっきは、田んぼのほうは〇〇円、今度は、転用する分の 769 m²外 80 m²で〇〇円ということごさいます。全部で〇〇円ですね。</p>
○会長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたしひます。お諮りしひます。議案第 10 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがいまして議案第 10 号については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としひますが、3 回に分けて審議いたしひたいと思ひますが、ご異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。それでは受付番号 98 番から 102 番について、事務局の説明をお願いいたしひます。</p>

○事務局長	はい。それでは14ページをごらんいただきたいと思います。まず、受付番号の98番から100番でございますが、貸し人が〇〇さん、大阪府の方でございます。申請地につきましては3筆ございますのでお目通し願いまして、地籍が3筆合わせて8,201㎡となっております。貸付期間が令和3年6月26日から令和6年12月14日まで、小作料金が全部で〇〇円でございます。借り人は〇〇さん、厚ケ瀬自治会の方でございます。次に101番ですが、貸し人が〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。申請地が大字城元字集り1,354の1、地目が田、地積が1,350㎡。貸付期間が令和3年6月26日から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇さん、麓自治会の方でございます。続いて102番、貸し人が〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。申請地につきましては城元字宮前1,283の1、地目が田、地積が937㎡でございます。貸付期間が令和3年6月26日から令和7年12月14日まで、小作料金が〇〇円。借り人は〇〇さん、中園自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	事務局から説明がありましたがこの中で安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい、報告をいたします。受付番号98から100号は、池田団地内にある圃場です。借り人の〇〇さんは、林業を主体とした経営をされておりますが、加工大根や高菜なども多く耕作されております。〇〇さんは、認定農家でありますし、圃場内、圃場周りもありきれいに管理されております。利用権の設定に何ら問題はないと考えます。審議のほどよろしくをお願いいたします。
○会長	ありがとうございました。次に、内菌推進委員の報告をお願いいたします。
○内菌推進委員	受付番号101番の、借り人の〇〇さんなんですけど、ここの土地はですね、去年から個人で借りられておまして、今回、利用権設定をするということで、〇〇さんは、現在まだ兼業農家になっておまして、今回、仕事を片づけましたら農業のほうに一本でいきたいということでございまして、何ら問題ないんじゃないかなと思いますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。
○会長	ありがとうございました。次に、山中推進委員の報告をお願いいたします。
○山中推進委員	〇〇さんがもうリタイヤするというので、塩屋の方ですが、この〇〇さんというのは、田代の鶴園でございます。Aコープを40年くらい、勤めましたけれども、59歳ということで、もうやめるということで、今度から農業するというので、親戚の〇〇さんのハウスが、都合よくありましたので、〇〇円で借りて、ハウスでございまして、作るということです、以上で報告を終わります、
○会長	事務局の説明並びに担当員の報告が終わりましたが質疑はありませんか。ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。受付番号98番から102番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し

○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 98 番から 102 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 103 番から 108 番について審議いたしますので説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 103 番でございますが、貸し人は〇〇さん、表木自治会の方でございます。申請地につきましては、田代麓字榎木 1,752 の 1、地目が田、地積が 604 ㎡、貸付期間が令和 3 年 6 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、岩崎自治会の方でございます。次に、104 番から 108 番でございますが、貸し人が、〇〇さん、指宿市の方でございます。申請地につきましては 5 筆でございますのでお目通し願いまして、5 筆で 4,427 ㎡、貸付期間が令和 3 年 6 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては 5 筆それぞれ設定してございます。お目通し願いまして、借り人は〇〇でございます。説明は以上です。
○会長	ただいま説明がありましたがここで折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい。103 番について説明します。貸し人の〇〇さんはもう高齢で、ちょっと、ものはつけれないということで相談がありました。借り人の〇〇さんは、皆さんもご存じ通りの〇〇さんの奥さんでございます。面積もちょうど手頃で、女性ですのには、いいぐあいということで作らせてくれということでした。普通作を植えてみたいということで、畔払いもきちっとしていらっしゃるので、何ら問題はないと思います。審議のほうよろしく願います。
○会長	ありがとうございました。次に横原推進委員の報告をお願いいたします。
○横原推進委員	はい、それでは説明いたします。104 番から 108 番につきましては、ことしの 3 月までですか、別な方が借りていらっしゃいましたけれども、今回は〇〇さんが借りてくださるということで、契約がなされました。〇〇さんはもう皆さんご存じのとおりで、何ら問題ないのではないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。
○会長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明並びに担当の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。受付番号 103 番から 108 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 103 番から 108 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて、受付番号 109 番から 114 番について審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局	<p>はい。それでは109番から114番について説明をいたしますが、中間管理事業の分でございます。借り人が全て県の地域振興公社となっておりますが、その後の借り人につきましては、A3の広い紙がつけてございますので、そこで確認をお願いしたいと思います。まず109番ですが、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地は田代麓字尾ノ後2403、地目が田、地積が2,663㎡、貸付期間が令和3年8月1日から令和8年7月31日まで、小作料金につきましては米を〇〇キロということでございます。続いて110番、貸し人が、〇〇さん、東串良町の方でございます。申請地は田代麓字山宮2,438、地目が田、地積が755㎡、貸付期間が令和3年8月1日から令和8年7月31日まで、小作料金は〇〇円でございます。続いて111番と112番ですが、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地が2筆ございますのでお目通し願いまして、2筆で地籍が1,246㎡となっております。貸付期間が令和3年8月1日から令和8年7月31日まで。小作料金がそれぞれ米を〇〇キロと〇〇キロということでございます。続いて113番、貸し人が〇〇さん、岩崎自治会の方でございます。申請地は田代麓字段1,736、地目が畑、地積が2,408㎡、貸付期間が令和3年8月1日から、令和8年7月31日まで、小作料金は〇〇円となっております。最後に114番、貸し人が〇〇さん鹿児島市の方でございます。申請地は馬場字坂下4,364の1、地目が畑、地積が66㎡、貸付期間が令和3年8月1日から令和23年7月31日まで。小作料金は〇〇円となっております。説明は以上です。</p>
○会長	事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号109番から、114番については原案のとおり許可する。ことに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号109番から114番については、原案のとおり決定しました。以上で令和3年6月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局長	はい。それでは長い時間ご苦労さまでした。姿勢を正してください。以上で令和3年6月の定例会を終了いたします。一同礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

9 番

10 番

議事録調整者